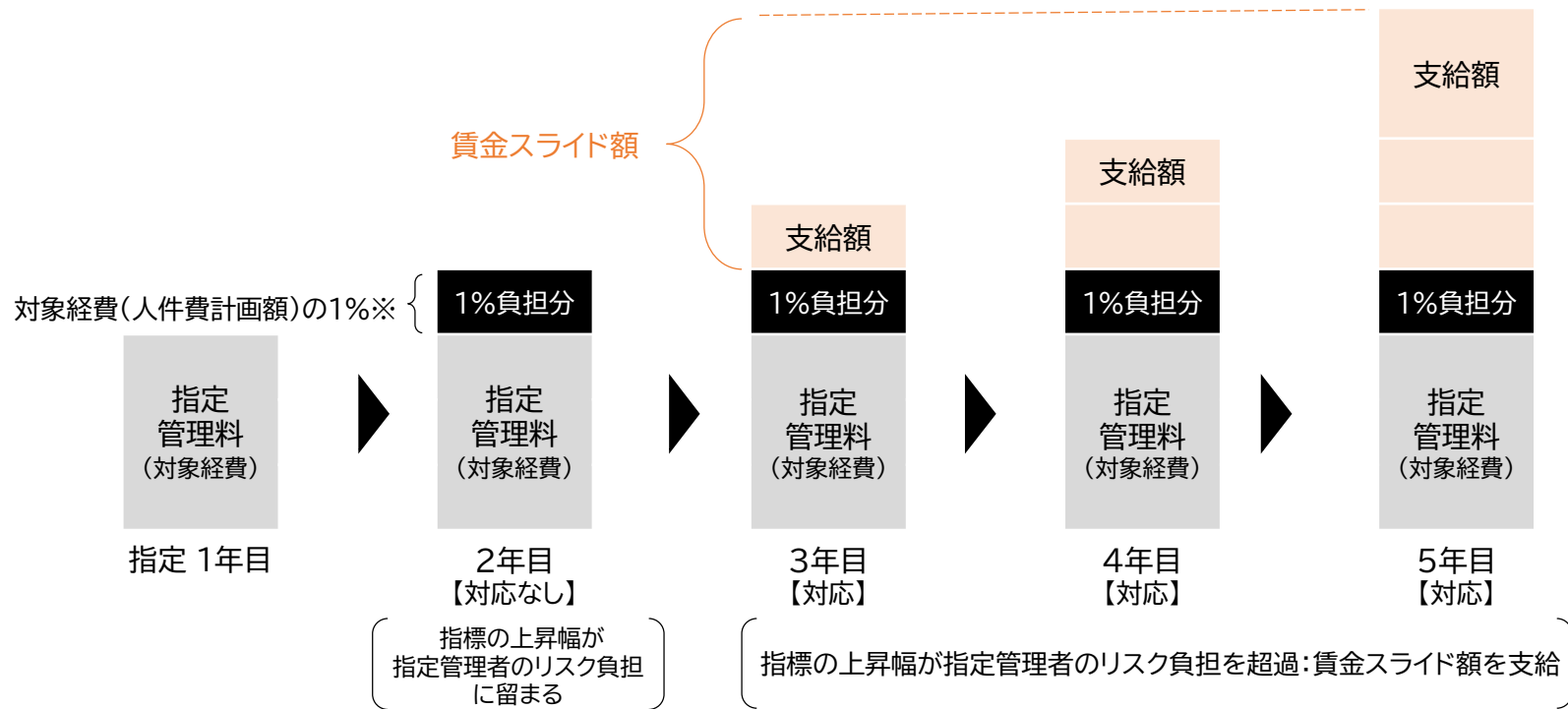


## 指定管理者制度における賃金スライド制度とは

- 公共工事の円滑な施行確保のため、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えた、いわゆる「スライド条項(公共工事標準請負契約約款第26条)」を指定管理者制度に準用したもの。
- 社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み。  
※ 社会情勢の変動に応じて行うものであり、賃金水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。

## 対応イメージ



※ 一定の変動については、指定管理者のリスクとして整理しているため、人件費計画額の1%相当額までは指定管理者が負担

# 草津市指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き(概要)

昨今の賃金水準の上昇や、民間事業者の参入リスクの上昇等を踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、指定管理者制度に「賃金スライド制度」を導入する。

## 1 対象施設・導入時期等

- 原則、指定管理者制度を導入している**全施設に導入**する。
- 令和6年度に指定管理者の選定を行い、**令和7年度より次期指定期間が始まる施設から順次導入**する。
- 2年目の指定管理料から適用**する。

## 2 対象者・対象経費

- 指定管理者から直接雇用され、直接業務に従事する職員を対象とする。
- 指定管理者が指定に係る申請時(応募時)に計画した人件費のうち、賃金水準の変動による影響を受ける経費を対象とする。

## 3 適用する指標等

- 毎年度、対象経費に、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した以下の「変動率」を乗じて増減額を算出し、この増減額から、指定管理初年度の対象経費に「1.0%」を乗じた自己負担分を差し引いた金額を賃金スライド額とし、次年度の指定管理料において、それに対応した増減を行う。

雇用形態	変動率(適用する指標)
正規職員相当 (指定期間以上の長期間、フルタイムで従事する者)	民間給与実態調査(滋賀県人事委員会公表) →当該年度に公表された「職員の給与等に関する報告および勧告」における「民間の給与(月例給)」×(「12か月分」+「特別給の年間支給割合」)を前年度の同式と比較して得た変動率を適用
臨時職員相当 (パート、アルバイト等)	滋賀県最低賃金(滋賀労働局公表) →当該年度に公表された最低賃金の額を前年度と比較して得た変動率を適用

### 【イメージ図】

$$\text{賃金スライド額} = \text{対象経費} \times \frac{\text{増減額}}{\text{変動率}} - \text{対象経費(初年度)} \times 1.0\%$$

(※)【例】 指定期間2年目…初年度。 指定期間3年目…初年度×2年目の変動率。

- 物価変動については、指定管理者のリスクとして整理しているため、一定程度は指定管理者が負担
- 他自治体の状況や、公共工事標準請負契約約款第26条のインフレスライドの受注者負担率を参考に設定

# 主な手順

	時期	概要	実施内容	
指定期間 開始前	～7月	指定管理料の積算・募集要項等の作成	募集要項に賃金スライド制度に関する事項の記載	
	8月	公募	・賃金スライド額の算定の基礎(対象経費)となるもの。	
	9月～10月	選定委員会(候補者の選定)	対象人件費等計算書の徴取	
	11月～12月	議会对応	指定議決・債務負担行為の設定	
	1月	指定の告示		
	2月～3月	見積徴取～基本協定の締結	賃金スライド制度関係事項の記載	
指定期間 中	1年目	4月	年度協定の締結	
		10月	民間給与実態調査 最低賃金の公表	公表を受け、1%を超える増減があった場合、次年度当初予算要求に反映
		11月～1月	当初予算編成	(単年度ごとの対応として、賃金スライド額については、債務負担行為を設定しない。 ※次年度の賃金水準が下がる可能性もあるため。)
		2月～3月	議会对応 次年度の事業計画確認・指定管理料確定	
2年目	4月～	年度協定の締結	賃金スライド分を含めた指定管理料の記載・支払い	
			(1年目と同じ流れ)	
	(3月以降)	事業報告書の提出	事業報告書等の確認	

# スケジュール(案)

令和6年度更新施設(令和7年度から次期指定期間が始まる施設)から導入し、以後、順次、指定管理者の更新に合わせて導入する。

